

○国立大学法人東京農工大学フルタイム契約職員の年俸制給与に関する細則

(平成30年4月1日細則第8号)

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人東京農工大学非常勤職員給与規程（以下「非常勤職員給与規程」という。）第3条第3項の規定に基づき、フルタイム契約職員の年俸制給与について必要な事項を定める。

(基本年俸)

第2条 年俸制給与の適用を受けるフルタイム契約職員(以下「年俸制適用職員」という。)の基本年俸は、別表第1の基本年俸俸給表（以下「別表第1」という。）に掲げる号俸による。

2 労働契約の期間が1年に満たない年俸制適用職員の基本年俸は、別表第1に掲げる号俸により決定される基本年俸額を基礎とし、当該期間に応じた額とする。

3 年俸制適用職員の基本年俸は、基本年俸額に応じた支給月額を毎月17日（ただし、17日が日曜日に当たるときは15日、17日が土曜日に当たるときは16日、17日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日に当たるときは18日）に支給する。

(号俸等の決定)

第3条 年俸制適用職員の基本年俸の号俸は、別表第2又は別表第3により決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、年俸制適用職員の基本年俸の号俸について、学長が必要と認めた場合は、別表第1の号俸の範囲内で決定することができるものとする。

(諸手当)

第4条 年俸制適用職員の諸手当は、住居手当、通勤手当、特勤手当、特種勤務手当、超過勤務手当及び宿日直手当とし、別に定めるところにより支給することができる。

2 前項の諸手当は、非常勤職員給与規程第7条から第12条の規定をそれぞれ適用し、又は準用し、支給する。

3 第1項の諸手当の支給日については、非常勤職員給与規程第4条第1項の規定を適用し、又は準用する。

(雑則)

第5条 年俸制適用職員の給与に関する事項については、この規程に定めるもののほかは、非常勤職員給与規程の規定を適用し、又は準用する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

基本年俸俸給表

号俸	基本年俸額	支給月額
1	円 2,400,000	円 200,000

2	2,520,000	210,000
3	2,640,000	220,000
4	2,760,000	230,000
5	2,880,000	240,000
6	3,000,000	250,000
7	3,120,000	260,000
8	3,240,000	270,000
9	3,360,000	280,000
10	3,480,000	290,000
11	3,600,000	300,000
12	3,720,000	310,000
13	3,840,000	320,000
14	3,960,000	330,000
15	4,080,000	340,000
16	4,200,000	350,000
17	4,320,000	360,000
18	4,440,000	370,000
19	4,560,000	380,000
20	4,680,000	390,000
21	4,800,000	400,000
22	4,920,000	410,000
23	5,040,000	420,000
24	5,160,000	430,000
25	5,280,000	440,000
26	5,400,000	450,000
27	5,520,000	460,000
28	5,640,000	470,000
29	5,760,000	480,000
30	5,880,000	490,000
31	6,000,000	500,000
32	6,120,000	510,000
33	6,240,000	520,000
34	6,360,000	530,000
35	6,480,000	540,000

36	6,600,000	550,000
37	6,720,000	560,000
38	6,840,000	570,000
39	6,960,000	580,000
40	7,080,000	590,000
41	7,200,000	600,000
42	7,320,000	610,000
43	7,440,000	620,000
44	7,560,000	630,000
45	7,680,000	640,000
46	7,800,000	650,000
47	7,920,000	660,000
48	8,040,000	670,000
49	8,160,000	680,000
50	8,280,000	690,000
51	8,400,000	700,000
52	8,520,000	710,000
53	8,640,000	720,000
54	8,760,000	730,000
55	8,880,000	740,000
56	9,000,000	750,000
57	9,120,000	760,000
58	9,240,000	770,000
59	9,360,000	780,000
60	9,480,000	790,000

別表第2(第3条関係)

職務又は職名	適用期間	
	採用から3年の期間	3年を超えて雇用される期間
事務に関する職務を補佐する職務	8号俸	9号俸
看護に関する職務を補佐する職務	14号俸	15号俸
技能、労務に関する職務を補佐する職務 国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則別表に定める技能補佐員	11号俸	12号俸
技能、労務に関する職務を補佐する職務 国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則別表に定める臨時用務員	9号俸	11号俸

別表第3(第3条関係)

職種 学歴区分		経験年数ごとの基本年俸号俸					
		1年未満	1年以上 4年未満	4年以上 7年未満	7年以上 10年未満	10年以上 13年未満	13年以上 16年未満
助教・助手相当	大学卒	14号俸	15号俸	19号俸	24号俸	28号俸	30号俸
	修士課程修了 専門職学位課程修了 大学6卒	18号俸	19号俸	24号俸	28号俸	30号俸	32号俸
	博士課程修了	25号俸	26号俸	29号俸	31号俸	33号俸	
	博士課程修了(大学6卒後のものに限る。)	27号俸	28号俸	30号俸	31号俸	33号俸	
講師相当	常時勤務を要する職員として採用した場合に受けることとなる相当級号俸を基礎として算定される基本年俸号俸とする。ただし、講師相当は教育職俸給表3級73号俸、准教授相当は教育職俸給表4級53号俸、教授相当は教育職俸給表5級37号俸を上限とする。						
准教授相当							
教授相当							